

附 則  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

(皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令(平成五年政令第百六十三号)の一部を改正する。  
第三条中「第四十三号」を「第四十四号」に改める。

農業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月三十日

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 菅 義偉

農業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

農業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

農業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 菅 義偉

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 菅 義偉

農業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月三十日

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 菅 義偉

農業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

第二条 法第二十六条第一項の水質汚濁性農薬は、二一クロロ一四・六ービス(エチルアミノ)一  
S-トリアジン(別名シマジン)を有効成分とする除草に用いられる薬剤とする。

第三条中「第十二条の二第二項」を「第二十六条第二項」に、「をもつて」を「で」に、「水産動植物」を「水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に、「水域又は当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ「を「公共用水域又は」に、「なつて」を「なつて」に、「当該水域又は」を「これらの」に改める。

第四条第一項中「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項ただし書中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同条第二項中「第十三条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条第三項中「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同項ただし書中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同条第五項中「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項中「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に、「の定める」を「で定める」に改める。

(輸出貿易管理令の一部改正)

政令第三百二十六号  
農業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
内閣は、農業取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)の施行に伴い、並びに農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第八条第七項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む)、第二十六条第一項、第四十三条及び第四十六条並びに外国為替及び外貨貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。  
(農業取締法施行令の一部改正)  
農業取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)の一部を次のように改定する。  
第一条第一項中「第二条第六項(法第十五条の二第六項)を「第三条第八項(法第三十四条第六項)に改め(現に登録を受けている農薬について再登録の申請をあつては、七万三千二百円)を削り、同条第二項中「第五条の二第四項」を「第五条第四項」に「第十五条の二第六項」

2 農業取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに該当すると認められるものとして同法第九条の第二項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む)に改め、同項(二)2を同項(二)3とし、同項(二)1に、「ものとして同条第三項」を「と認められるものとして同法第四条第一項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む)に、「の申請を却下された」に改め、同項(二)3を同項(二)4とし、同項(二)2中「第三条第一項第三号から第七号まで」を「第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号」に、「第十八条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項(二)3を同項(二)4とし、同項(二)2中「第三条第一項第三号から第七号まで」を「第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号」に、「第六条の三第一項」を「第九条第三項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む)」に改め、同項(二)2を同項(二)3とし、同項(二)1の次に次のように加える。

いすれかに該当すると認められるものとして同法第九条の第二項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む)の規定に基づきその登録が取り消された農薬

を「第三十四条第六項」に改め、同条第三項中「第六条の二第四項(法第十五条の二第六項)を「第七条第六項(法第三十四条第六項)に改め(において準用する法第二条第六項)を削り、同条に次の二項を加える。

4 法第八条第七項(法第三十四条第六項において準用する法第二条第六項)を削り、同条に次の二項を加える。

5 前項に定める額の手数料を納付して再評価を受けた者が当該再評価に係る農薬についてその納付の日から法第八条第二項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む)の農林水産省令で定める期間内に再評価を受けようとする場合における法第八条第七項の規定により納付しなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、十二万九千五百円とする。

第二条を次のように改める。

(水質汚濁性農薬)

財務大臣臨時代理  
國務大臣 石田 真敏  
内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 菅 義偉